

## 栗駒山における避難促進施設の指定等スケジュール（案）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
① 避難促進施設の 選定				
	【火口周辺地域内の施設】 候補施設との調整・施設選定<市町村>			
			【周辺以外の警戒範囲内の施設】 候補施設との調整・施設選定<市町村>	
② 地域防災計画で の指定				
	避難促進施設として指定<市町村> (地域防災計画に規定)			
③ 避難確保計画の 作成				
	避難確保計画策定支援事業（内閣府）による避難確保 計画を基に「ひな形」を作成し展開<県>			
			避難確保計画策定支援事業<市町村> 計画作成<各避難促進施設>	

